

| | |
|---|---|
| 会議の名称 | 平成29年度 第1回あま市都市計画審議会 |
| 開催日時 | 平成29年12月22日(金) 午後2時00分～午後3時10分 |
| 開催場所 | あま市役所七宝庁舎2階 大会議室 |
| 議 題 | 第1号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更(あま市決定)について 第2号議案 名古屋都市計画地区計画の決定(あま市決定)について |
| 出席委員 | 林正彦、柏原功、後藤幸正、八島進、加藤正、山田精二、堀江徹二郎、樋口眞一、室田卓史、近藤哲夫、村上千代子、鈴木 信明(代理:堀田交通課長)、渡辺 博喜(代理:近藤企画調整監) |
| 欠席委員 | |
| 出席者(市) | 村上市長、加藤建設産業部部長、山田建設産業部次長 |
| 事務局 | 岩田都市計画課長、近藤主幹、山田主査、安田主査、澤田主事 |
| 傍聴人の数 | 1人 |
| <p>会議の経過(議事要旨)</p> <p>議題</p> <p>第1号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更(あま市決定)について (事務局より説明し、原案のとおり承認)</p> <p>第2号議案 名古屋都市計画地区計画の決定(あま市決定)について (事務局より説明し、原案のとおり承認)</p> <p>質疑応答 (第1号議案関係)</p> <p>委 員 : 12-1について、主たる従事者死亡による制限解除ということであるが、例えば所有権が移転し、身内の方が引き継いで営農を継続する場合には生産緑地地区は継続されるのか。</p> <p>事務局 : そのとおりである。今回の場合は、農業の主たる従事者の死亡により、営農の継続ができないことによる買取申出である。</p> <p>委 員 : 市長に対し、直に買い取るように申し出されたのか。市の買い取らないという回答をもって、本審議会案件として提案されたものか。</p> <p>事務局 : 生産緑地地区は、要件を満たせば市長に買取りの申出ができる。今回は、亡くなられた方の相続人により、買い取りの申出が行われたものであり、市は、公共用地としては買い取らない旨の回答を行っている。その後、農業委員会へ他の農業者へのあっせん依頼も行ったが、成立せず、行為制限の解除に至ったことから、都市計画決定の変更手続きが必要となり提案したものである。</p> <p>委 員 : 市が買い取る場合の基準は、その時々で判断するのか。</p> <p>事務局 : そのとおりである。生産緑地地区の位置や周辺の状況によって判断している。</p> <p>委 員 : 全てが、買い取る前提ではなく、建前上、市が買い取るということか。</p> <p>事務局 : 生産緑地法上では、買い取りの申出ができることとなっているが、結果、買い取ることができない場合は、指定解除となる。</p> <p>委 員 : 当初に生産緑地地区として市が指定する際は、その土地は生産緑地地区としてふさわしいと考え指定をしているのか。</p> <p>事務局 : 指定要件があり、公共施設の敷地の用に供する土地として適しており、周辺的生活環境の保全の効用などを踏まえ、都市の緑として貴重な農地を平成25年に指定を行っている。</p> | |

(第2号議案関係)

- 委員： A地区の建物の高さ制限が12mとあるが、既存の建物で12mを超えるものはあるか。
- 事務局： 地区内では寺院が12mを超えている。本地区計画では、建築物の高さの最高限度として、「法別表第二(イ)項五に掲げる建築物を除く。」として、神社や寺院等を除外している。
- 委員： A地区内の道路幅員の拡張についてだが、その周辺では、朝夕の通勤ラッシュ時等に自動車の通行が増加しており、今後も抜け道利用などが想定されるが、安全は図れるのか。
- 事務局： 本地区計画では、道路幅員を4mから6mまでに拡張する計画となっている。通学路などは、歩行空間を白線などで明示する方法等により、歩行者の安全対策を図っていくことを、地区計画の取り組みの中で検討している。
地区外の道路については、新庁舎建設に関連して交通量調査なども行われているところだが、4m未満の幅員である箇所もあることから、土地所有者のご協力を得ながら検討を進めたい。
- 委員： 抜け道利用する車両が増えれば、地区内での事故が懸念される。抜け道利用をさせないよう、地区外の道路整備も併せて検討してもらいたい。回答は求めない。
- 委員： A地区と隣接する市街化調整区域において、住宅等を建築する許可基準に違いはあるか。地区計画の決定により、どのように変わるのか。
- 事務局： 市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、建築にあたって厳しい規制がある。地区計画を決定することで、開発許可基準により地区計画に合致した建物であれば建てられるようになる。今回は低層住宅を主体としており、小規模な店舗や事務所も建築可能となる。
- 委員： 一般の方も建物を建てられるということか。
- 事務局： 今回の地区計画の決定により、一般の方でも土地を購入して建築することも可能となる。
- 委員： 市街化調整区域での許可基準とは違うということか。
- 事務局： 市街化調整区域での許可基準の中に、決定された地区計画に沿ったものであれば建築が可能となる項目がある。建築許可、開発許可申請は必要であるが、許可が下りるようになる。